

平成28年度決算に基づく健全化判断比率等について

三原村 総務課

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全化に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

本村は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、また、毎年減少傾向にあります。

実質公債費比率は、前年度比1.6%減の8.0%に改善し、平成26年度に続き、県内市町村平均を下回りました。

将来負担比率は、特定目的基金等の充当可能財源の増加に伴い、前年度比8.7%減の△90.1%に減少しております。

今後も国の動向を注視しつつ、財政の健全性の維持・改善や適正な管理のための取り組みを計画的に行う必要があります。

(単位：%)

| 指 標 | | H20 決算 | H21 決算 | H22 決算 | H23 決算 | H24 決算 | H25 決算 | H26 決算 | H27 決算 | H28 決算 | 早 期 健全化 基 準 | H28県内 市 町 村 平 均 |
|---------------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|-----------------------|
| 健 全 化 判 断 比 率 | 実質赤字比率 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 15.0 | — |
| | 連結実質赤字比率 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 20.0 | — |
| | 実質公債費比率 | 22.5 | 20.9 | 18.5 | 16.4 | 13.8 | 11.5 | 10.0 | 9.6 | 8.0 | 25.0 | 10.9 |
| | 将来負担比率 | 105.2 | 32.2 | 5.2 | — | — | — | — | — | — | 350.0 | 50.3 |
| 資金不足比率 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

※ 比率が「—」のところは、黒字の決算等により数値が出ていません。

【用語説明】

実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。従来から用いられてきた「起債制限比率」を見直し、実態をより正確に把握するため、公営企業会計(簡易水道事業、農業集落排水事業)に対する繰出金のうち元利償還員相当分等が加えられています。

将来負担比率

公営企業会計、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率。